

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（概要）

1. 趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第1条では、施行期日について、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。このため、本政令案では、改正法の施行期日を定めることとするものである。（改正法の公布の日：平成19年5月18日）

2. 施行期日

改正法は、自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物対策地域等のうち大気汚染が特に著しい地区について、都道府県知事による窒素酸化物重点対策計画等の策定及びこれに基づく特定建物設置者への勧告・公表の制度、周辺地域内事業者への勧告・公表の制度等を導入することを内容とするものである。

このうち、「都道府県知事による窒素酸化物重点対策計画等の策定」については、改正法が施行し、都道府県知事が窒素酸化物重点対策地区等を指定して初めて行われることとなるが、この窒素酸化物重点対策計画等には、予算措置が必要な施策についても盛り込まれることとなることから、都道府県知事による窒素酸化物重点対策地区等の指定及び窒素酸化物重点対策計画等の策定が平成20年度の予算編成に間に合うよう、施行期日を定める必要がある。

また、「特定建物設置者への勧告・公表の制度」及び「周辺地域内事業者への勧告・公表の制度」では、特定建物設置者や周辺地域内事業者に対し、届出等の義務付け等を行うこととしていることから、これらの義務対象者に対し、新たな規制について周知させるための期間が必要である。

このほか、改正法等の施行の準備に要する期間等をも勘案し、改正法の施行期日は、平成20年1月1日とする。

年 月 日	予 定
平成19年5月18日	改正法の公布
8月上旬	改正政令の閣議決定・公布、改正省令の公布
8月中	自治体に対する施行通知の発出、自治体向け説明会の開催等
9月～	自治体における施行準備
平成20年1月1日	<u>改正法令の施行</u>
上旬	総量削減基本方針の公表、事業者の判断基準の告示
(以後、順次)	自治体による地区指定、計画策定、指定地区の申出等の実施